

## 訓 令

### 埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項人事委員会決裁事項の欄に次のように加える。

5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則十三―十八）第十九条の四に規定する承認をすること。

別表第三の七職員の任用に関する事務の項事務局長専決事項の欄1中「第二十二條第三項」を「第二十二條の三第二項」に改め、同欄2中「第二十二條第四項」を「第二十二條の三第三項」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。